

名古屋市公報	平成30年 9月27日 第1276号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第555号)	2
○ 有料公園施設の無料開放について	(観光・名古屋城総合事務所) (第556号)	7
○ 大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙期日	(住都・緑都市整備事務所) (第557号)	8
○ 名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榎木館の開館時間の変更について	(観光・歴史まちづくり推進室) (第558号)	9
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・農業センター) (第559号)	10
農 業 委 員 会 規 程		
○ 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程	(第5号)	11
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第20号)	12
交 通 局 告 示		
○ 乗合自動車の停留所の増設及び位置変更について	(第13号)	13
○ 乗合自動車の停留所の位置変更について	(第14号)	14
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	15
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	18

名古屋市告示第555号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年9月18日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年9月18日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

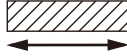
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	元桜田町線支線第2号	名古屋市南区元桜田町40番の3地先から	前	0.021	3.36 ～ 4.27	第 1 図 第 附 図
			名古屋市南区元桜田町39番の2地先まで	後	0.021	4.00 ～ 4.86	
	A	幸心河原線	名古屋市守山区幸心二丁目623番地先から	前	0.103	4.50	第 2 図 第 附 図
			名古屋市守山区幸心二丁目601番地先まで	後	0.103	4.95 ～ 5.94	
	A	大森第297号線	名古屋市守山区大森二丁目1722番の5地先から	前	0.085	6.50 ～ 8.00	第 3 図 第 附 図
			名古屋市守山区大森二丁目1721番地先まで	後	0.085	10.72 ～ 12.67	
	A	森孝戊線	名古屋市守山区四軒家一丁目1305番地先から	前	0.025	3.45	第 4 図 第 附 図
			名古屋市守山区四軒家一丁目1305番地先まで	後	0.025	3.73 ～ 3.79	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



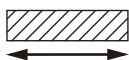
凡 例

 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 2 附図



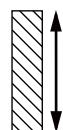
凡 例

 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第3 附图

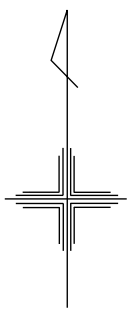


凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

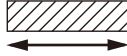
第 4 附図



尾張旭市



凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

名古屋市告示第 556号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料開放しますので、同条第 2項の規定により告示します。

平成30年 9月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 無料開放の日

平成30年 9月24日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市告示第 557号

大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙期日

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めました。

平成30年 9月19日

名古屋市長 河 村 た か し

選挙期日 平成30年12月23日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第558号

名古屋市旧川上貞奴邸及び名古屋市文化のみち榑木館の開館時間
の変更について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第2条
の2第2項及び名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規
則第131号）第3条第2項の規定により告示します。

平成30年 9月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榑木館

2 変更内容

平成30年11月24日（土）の開館時間について、「午前10時から午後 5時
まで」を「午前 9時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 559号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成30年 9月21日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

平成30年10月 6日（土）から同月 8日（月）まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を
改正する規程をここに公布する。

平成30年 9月21日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 5号

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規
程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程（平成28
年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1項第 3号中「副局長」を「公園緑地・農政監」に改める。

附 則

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

平成30年 9 月20日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表第 1 中「2,860,000円」を「3,100,000円」に、「268,000円」を「289,000円」に改める。

第 8 号様式中「伸長」を「伸頂」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程別表第 1 の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

名古屋市交通局告示第13号

乗合自動車の停留所の増設及び位置変更について

本市乗合自動車の停留所の増設及び位置変更を次のとおり実施します。

平成30年9月19日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 増設停留所

名 称	位 置	
港 区 役 所	東行降車	港区港明二丁目501番4地内

2 位置変更停留所

名 称	位 置	
港 区 役 所	東行乗車	港区港明二丁目501番4地内
	北行降車	港区港明二丁目501番2地先
	南行降車	港区港明一丁目1101番4地先

3 実施時期

平成30年9月26日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第14号

乗合自動車の停留所の位置変更について

本市乗合自動車の停留所の位置変更を次のとおり実施します。

平成30年9月21日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 位置変更停留所

名 称	位 置	
西 茶 屋 荘	西行	港区西茶屋二丁目94番地先

2 実施時期

平成30年9月29日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブラザー港SCビル

名古屋市港区港明一丁目10番28号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ブラザー工業(株)	代表取締役 小池 利和	名古屋市瑞穂区苗代町 15番 1号	変更なし	代表取締役 佐々木 一郎	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	—	—	—	平成30年 1月 15日
2	A s — m e エステール(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目 3番13号	—	—	—	平成30年 8月 21日

3	(株)グリーン ハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿 区西新宿三 丁目 7番 1 号	—	—	—	平成 30年 1月 15日
4	(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田 市目吹1965 番地	—	—	—	平成 30年 1月 15日
5	(株)赤ちゃん 本舗	代表取締役 河邊 司郎	大阪府中央 区南本町三 丁目 3番21 号	—	—	—	平成 30年 8月 19日
6	(株)サンリフ オーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成 30年 5月 15日
7	—	—	—	UDリテー ル(株)	代表取締役 梅本 稔	東京都豊島 区東池袋三 丁目 1番 1 号	平成 30年 3月 8日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成30年 6月26日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 5までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 6の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 7の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成30年 8月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月21日から平成31年 1月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
本館棟東側駐輪場	87台	変更なし
本館棟南側駐輪場	163台	変更なし
本館棟西側駐輪場	217台	295台
本館棟南西側駐輪場①	16台	—
本館棟南西側駐輪場②	32台	—
本館棟南西側駐輪場③	10台	—
本館棟南西側駐輪場④	20台	—
本館棟北側駐輪場	436台	変更なし
シネマ棟東側平面駐輪場	67台	変更なし
シネマ棟南東側平面駐輪場	78台	変更なし
スポーツ棟南側平面駐輪場	20台	変更なし
スポーツ棟西側平面駐輪場	20台	変更なし
計	1,166台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 9月13日

4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 8月27日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月21日から平成31年 1月21日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月21日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課